

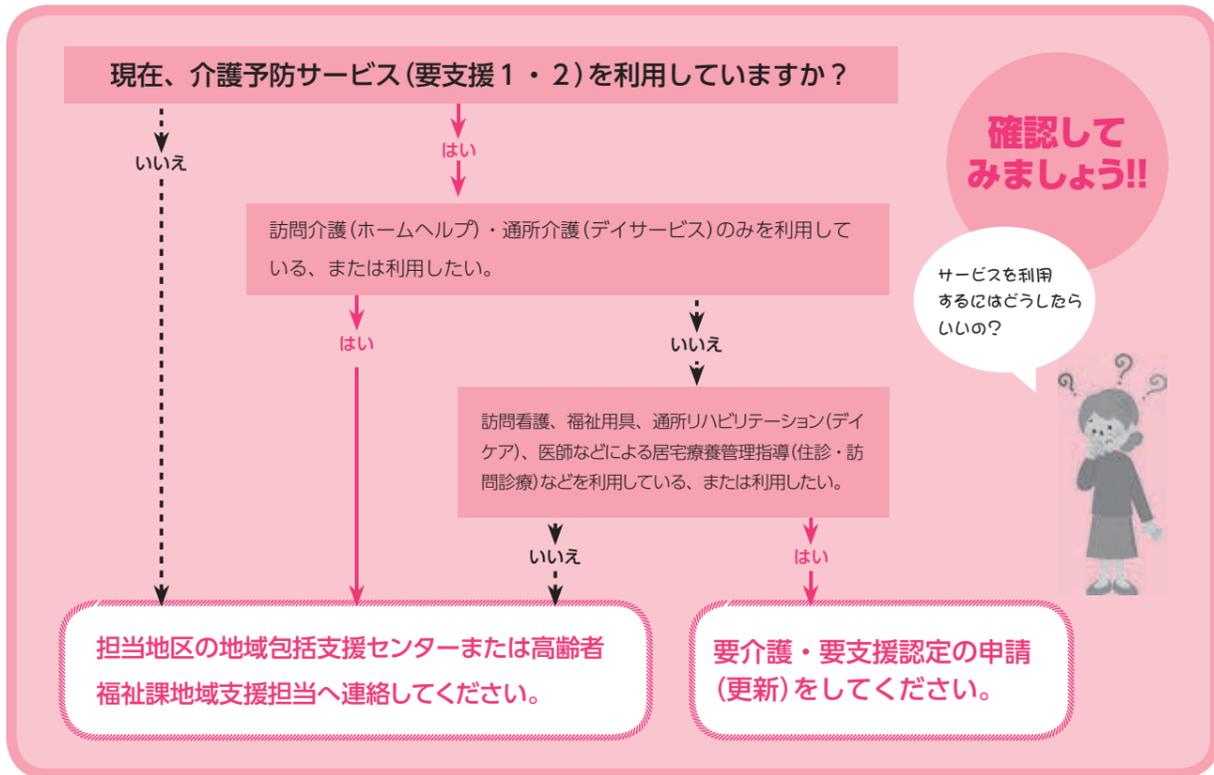
## よくある質問

**Q** 今までのヘルパーさんや利用していたデイサービスは同じように利用できますか？

**A** これまで利用していた事業所が、総合事業のサービスを提供している場合には、利用を継続することができますので、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。

**Q** 介護予防・生活支援サービス事業の市独自の基準によるサービスは、従来のサービスと何が違うのですか？

**A** 市独自の基準によるサービスは、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の状態などを考慮し、人員配置や利用料など、行田市独自の基準を設定したサービスのことで、サービスを選択する際は、本人の意向、心身の状態や生活状況などを担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。  
 なお、従来の介護予防(給付)サービスである、訪問・通所型サービスはこれまでと同様にそのまま利用できます。



サービスの利用については、地域包括支援センターまたは高齢者福祉課にご相談ください

名称	住所	電話番号	担当地区
地域包括支援センター緑風苑	須加1563	557-3611	北河原、須加、長野、佐間
地域包括支援センターまきば園	白川戸275	550-1777	行田、荒木、星河、星宮、南河原
地域包括支援センター壮幸会	下忍1162-14	552-1123	持田、太井、下忍
地域包括支援センターふぁみいゆ	下須戸75	558-0088	忍、太田、埼玉

▶ 問い合わせ 高齢者福祉課地域支援担当(内線278)

## 介護保険の制度が変わります

### 新しく「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」を開始します

4月から、現在の要支援1または2の方が利用する訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)の2つのサービスは、全国一律の基準に基づくサービスから、市が実施する新しい総合事業のサービスへと移行します。

